# 「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい企画運営業務 企画提案募集要項

### 1 趣旨

「震災を風化させない-『忘れない』『伝える』『活かす』『備える』『繋ぐ』」をテーマに、中播磨地域の防災力、防災意識の向上を図るため、震災30年の節目となる令和7年1月17日に「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどいを開催するための「『ひょうご安全の日』中播磨地域のつどい企画運営業務」(以下「業務」という。)を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

### 2 業務委託の対象者

業務を委託するための企画提案コンペ(以下「コンペ」という。)に応募すること ができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人のその他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定による一般 競争入札の参加者の資格制限を受けている者
  - イ 応募図書(5(3)に掲げる書類をいう。以下同じ。)の受付期間において、県の 指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事 再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てが行われてい る者
  - ヱ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
  - カ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

#### 3 業務要件

業務委託仕様書に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であって、県が 委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

#### 4 事業費

300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

#### 5 企画提案に係る手続

(1) 募集要項の配布及び応募図書の提出

令和6年11月7日(木)から同年11月21日(木)までの間(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)の各日9時から17時(12時~13時を除く)まで

ア 配布方法

県ホームページからのダウンロードまたは事務局(兵庫県中播磨県民センター県民躍動室総務防災課(企画防災担当))における配布とする。

イ 提出方法

持参または郵送による。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内事務局必着にて提出すること。

(2) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和6年11月7日(木)から同年11月13日(水)午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出のうえ、電話連絡すること。

ウ 質問に対する回答

令和6年11月18日(月)までに、質問者に電子メールにより回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、ホームページ上で公開する。

(3) 提出書類

この募集要項のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下 「応募図書」という。)を作成のうえ、各6部を提出すること。

- ア 応募申請書(様式1)
- イ 提案者概要(様式2)
- ウ 企画提案書(様式3)
- ヱ 業務実施体制 (様式4)
- 才 経費積算見積書(様式5)
- カ 誓約書(様式6)
- キ 誓約書(様式7)
- ク その他提案内容を説明する書類(提出任意)
- ケ 添付書類
  - (7) 会社概要等提案者の概要を説明する書類
  - (イ) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを 証する書類(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)
    - ① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明 国税所管:税務署(納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」)
    - ② 全ての県税に滞納のない証明 地方税(都道府県)所管:兵庫県内県税事務所(「納税証明書(3)」) なお、兵庫県内に事務所を有しない等の理由により、兵庫県税について 課税実績がない場合は、別添様式の誓約書(様式8)を提出すること。
- (4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

- (5) 応募図書の著作権応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (6) 応募図書の取扱い 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者に返却しない。

# 6 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査のうえ、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ア 企画構成 企画等のアイデア、業務の実施方法の妥当性等

イ 実施体制 業務の実施の体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係 の見込み等

ウ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

# 7 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの(以下「選定業務者」という。) と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認のうえ、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働 関係帳簿、業務日誌等)を業務終了後5年間保存すること。

#### 8 事務局

兵庫県中播磨県民センター県民躍動室総務防災課(企画防災担当) 松田・藤原〒670-0947 姫路市北条1丁目 98 番地 兵庫県姫路総合庁舎2F 電話 079-281-9040(直通) ファックス 079-285-1102 電子メール nkharikem@pref.hyogo.lg.jp